

次に、議席7番、田山文雄君。

〔7番 田山文雄君登壇〕

○7番（田山文雄君） 皆さん、こんにちは。議席7番、田山文雄でございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、3項目6点についての一般質問をさせていただきます。執行部の誠意あるご答弁をよろしくお願いいたします。

最初に、1項目目の図書室における人的、物的整備の推進についてを質問いたします。学校図書館は児童生徒の知的活動を増進し、人間形成や豊かな情操を養う上で極めて重要な役割を担ってきました。さらに、今年度から言語力の育成をうたった新しい学習指導要領がスタートしたことにより、学校図書館の役割はこれまで以上に増してきています。しかし、本年6月1日に文部科学省が公表した平成22年度学校図書館の現状に関する調査の結果によると、学校図書館は人的、物的両面にわたり整備において少なからず課題を抱えていることが明らかになりました。例えば、人的な面では、11学級以下の小中学校のうち司書教諭の発令を実施している学校が2割程度と極めて低い状態であることや、また学校図書館担当職員不在の小中学校が半数以上に達するなどの問題があります。一方、物的な面では、小中学校等における図書整備の目標である学校図書館図書標準を達成した小中学校の割合が平成21年度末現在で5割程度にとまっています。また、新学習指導要領に各教科での活用が盛り込まれた新聞の配備状況についても、小学校では約6校に1校、中学校では約7校に1校しか配備されていないのが実態です。

これまでも学校図書館はその本来の役割の大きさ、重要さにもかかわらず、人的、物的な面での整備が行き届いていないため、必ずしも十分な活用されていないことがたびたび指摘をされてきました。児童生徒の読書活動を推進し、言語力の育成を図っていくためには、児童生徒が積極的に活用したくなるような学校図書へと整備する取り組みが求められます。

学校図書館の図書整備の財源については、新学校図書館図書整備5カ年計画により、地方自治体に対し平成19年度から平成23年度までの5年間で約1,000億円規模の財政措置を行っていますが、実際には余り活用されていません。当町においてもこの文科省の財政支援措置も活用しながら、学校図書室の機能をより充実させるべく、人的、物的整備の推進をすべきであると思いますが、当町の考え、取り組みをお伺いしたいと思います。

また、小学校で学校図書館担当職員の配置率が最も高かった島根県では、平成21年度より学校司書を全小学校に配置することを目指し、市町村に対する助成制度を創設するなど、学校図書館の機能強化に向けて積極的に取り組んで関係者から注目を集めています。ぜひ当町としても各学校に担当職員の配置をすべきであると思いますが、考えをお伺いいたします。

次に、2項目目の防災対策についてお伺いをいたします。東日本大震災の発生以来、各地で想定を上回る地震、津波などの大規模災害に備えた避難場所、経路の総点検が進められています。前回もこ

の防災関係についてお伺いいたしましたが、前回の質問から3カ月がたって、当町としての防災対策の見直しについての考えをお伺いいたします。また、避難所や経路についての総点検をすべきであると思いますが、この当町の考えをお伺いいたします。

実は先日私自身尋ねられてびっくりいたしました。万が一のときにこの付近の避難所はどこでしょうかと聞かれました。境町に在住して何十年にもなる人たちばかりでした。たまたまかなと思ひまして、別の機会では自分のほうから避難場所わかりますかと尋ねてみましたが、ほとんどの人がわかっていない現状がありました。皆さんの家庭に境町防災マップも全戸配布されていますよと言ったところ、ほとんどの人が知らないとの答えでありました。埼玉県新座市では、9月の第1日曜日を新座市家族防災会議の日に制定されていますが、災害が発生したときの家族一人一人の役割分担や連絡方法、避難場所の確認などについて話し合う取り組みを実施しています。また、小中学校を通し各家庭への徹底などを行い、防災への備え、意識の向上に取り組んでいます。当町における住民への周知徹底についてもお伺いをいたします。

次に、3項目めの地方自治体におけるPRE戦略の導入についてお伺いいたします。なかなか聞きなれない言葉ではありますが、これは国、地方自治体の庁舎、学校、公民館など公的不動産、公有資産をPREと称されます。地方自治体は地域振興等のために不動産を所有、管理しているわけですが、各自治体の財政状況が厳しい中、公的不動産については中長期的な視点からの維持管理コストについての把握、分析の必要性が指摘され、さらなる効率化、住民の利便性向上に向けた活用が求められています。そうした中であって、地方自治体が財政の健全化に向け、自治体が有する資産の適切な選択と集中を行うために、この公的不動産を経営的な観点からとらえ、賃貸運用や売却などを含めた有効活用や最適化を図っていく必要があります。それがこのPRE戦略と呼ばれるものであります。PRE戦略とは、国や地方自治体が所有する公的不動産を戦略的な観点からマネジメントし、長期的や全体最適などの視点に基づき、その所有、利用形態を合理化していこうという戦略で、近年その検討、導入が求められています。国土交通省は平成19年度からこのPRE研究会を設置、平成21年5月に地方公共団体がこのPRE戦略を立案、実践するために当たっての基本的な参考書となるPRE戦略を実践するための手引書を公表して推進をしています。当町の考えをお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問の1項目めに対する答弁を求めます。

教育長、佐怒賀政守君。

〔教育長 佐怒賀政守君登壇〕

○教育長（佐怒賀政守君） 田山文雄議員の質問にお答えいたします。

初めに、図書室における人的、物的整備の推進について、当町の考え、取り組みを伺いたいとの質問にお答えいたします。最初に、人的整備の推進でございますが、学校図書館法第5条により、学校

には学校図書館の専門的職務をとらせるため、司書教諭を置かなければならないとされています。現在町内の小中学校では、国語科か社会科の教員で資格を持っている教員が勤務している状況です。昨年度までは町内すべての学校で司書の資格を持った教員がいましたが、境二中につきましては、4月の人事異動により有資格の教員が不在となりました。学校図書館法附則第2項の学校の規模を定める政令で、境二中は10学級であるため、政令で定める学級数の11以下に該当しますので、資格を持った教員を配置する必要はありませんが、図書の管理上、境二中教員に司書教諭の資格を取るよう指導していますので、ご理解いただくようよろしくお願いします。

続きまして、物的整備の推進についてでございますが、本年度は地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金を活用して、前年度より多額の図書購入するよう予算配当しましたので、あわせてご理解くださいますようよろしくお願いします。

次に、各学校に担当職員の配置をすべきであると思うが、考えを伺いたいとの質問にお答えします。司書の資格を持った職員がいますと、兼務をしている司書教諭の負担軽減が図れると認識しているところでございますが、教員の適正人員の点から今後検討させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

田山文雄君。

○7番（田山文雄君） 今教育長から答弁いただきまして、学校司書を決まりで置かなくてはいけないからということではなくて、学校図書の図書館、図書室ですか、そこに担当の人が、職員でないとか、例えば臨時職で週何回かお願いをして、実は近隣ではそういう形で図書館をあけているのです。今先ほど教育長からあった話ですと、教員の人が兼務するという形だと思っておりますので、当然図書室があいていなかったり、いつもあいている状態ではなくて、使えなかったりすることも多分多いのだと思うのです。そこを実は、僕が言いたいのは、そこを何とか改善していく必要があるだろうということなのです。これは最近ですけれども、子どもの読書サポーターズ会議というのが国のほうでやりました。これはまとめたその報告書ですけれども、これを多分教育長なりごらんになっていると思うのですが、この中に本当に図書館というのは大事だよということがいっぱい書かれています。この中に一つは、司書というか、その専門の方を置いたことによってやっぱり利用者がふえたというのはもう圧倒的なのです。貸し出し冊数もかなりふえたというのも出ています。また、こういう中の一つは、子供たちにとっては心の居場所になるというのですか、図書室が実は子供たちにとって心の本当にそういう居場所としての図書室の役割があるというのです。これがこのサポーターズ会議の中に報告をされていますが、こういったことを含めてぜひその担当の職員、これは学校の先生でなくてもいいです。図書館にかかわるその専門の人を置くようなことをぜひ検討してもらいたいと思うのです。

が、ちなみに今学校の図書館というのは放課後なんかはずっとあいてあるのですか。それちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

教育長、佐怒賀政守君。

○教育長（佐怒賀政守君） 境二中の、今司書教諭がいない境二中の図書館の活動についてちょっと、あいていますかというようなお話ですので、境二中の図書教室の活動の状況なのですが、図書主任というのが女の50歳の教員、この教員が、これは教職歴28年、一中に7年、境二中に4年ということで中学校の経験が深い図書主任を置いております。もう一人、男子、これは新採なのですが、2人で学校図書のほうを運営しております。そこで、もう一つ、生徒の図書委員、これが二中全体で20名図書委員がおりまして、図書室では毎週月曜日に貸し出しを行っております。期限は1週間、それともう一つは、学級文庫というのがあるのです。境二中は廊下が広いので、廊下に学級文庫が置いてあるのです。そこでは学級文庫からは毎日希望者があれば貸し出しをします、こういう活動をしているのですが、これは中学は一中も二中もやや似たような活動の仕方をしていただいております。

今議員ご指摘のように、県でも読書ということに非常に力を入れておりまして、それから学習指導要領が改訂しまして、言語教育ということ、国語ばかりではありません、全教科を通して深めなさいということになっておりますので、今努力をしているところでございます。図書の担当するような方が頼めればなお一層いいのかなと思いますが、これは財政の関係もございまして、よろしくご理解いただきたい、このように思います。

以上でございます。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

田山文雄君。

○7番（田山文雄君） 先ほど教育長から中学校のありましたけれども、実はこれ小学校のほうがどっちかというと児童が本が好きだというのはやっぱり小学校のほうが多いのですよね、実際は。小学校、中学校多いのですが、上になればなるほどだんだん本から離れていくというのは傾向としてあるのですけれども、小学校に子供たちが本を楽しんで読めるような環境づくりをやっぱりしていくことがまず大切なのかなというふうに思うのです。先ほど教育長もその担当の職員がいれば、やっぱりそれはいいという答えもありましたけれども、ぜひそれはもう早急に本当は検討していただきたいというふうに思っています。ちなみに、自分のほうが実はこの近隣を多少聞いたのであれなのですが、例えば境町の教育委員会のほう、先ほど僕が質問しました学校図書室が臨時職員の人をお願いをされているかどうかということについての近隣の状況というのは把握していらっしゃるのですか。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

教育長、佐怒賀政守君。

○教育長（佐怒賀政守君） 県西管内における、これは図書支援委員というような言葉を使っているのですが、古河市では32校中32人担当してあります。1日3時間、予算が130万というようなことです。筑西市は27校中27人が担当されておりますが、司書資格のない者もいるというお話です。結城市は12校中12人が担当されております。下妻市は13校中配置はありません。常総市は19校中19人、これも1日3時間ということで担当されております。坂東市は17校中11人が担当されておまして、1日3時間程度という調査結果です。桜川市は16校中5人、これは5つの中学校に1人というような形で担当しております。八千代町、境町、五霞町は教員が兼務していると、こういう状況でございます。

以上です。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

田山文雄君。

○7番（田山文雄君） なかなかこの質問同じことをやっても繰り返になってしまうのであれなのですが、どうか、さっき教育長がいろいろ発表してくれましたけれども、やはりやっているところでは全部やっているのですよね。全校に配置されているのです。だから、本当に学校の図書は大事だよというふうになっている中で、本当にいかに子供たちがそれを喜んで本を読めるような環境整備づくりをしていくかということをごまかしてどうかこれ本当に町としても考えていただいて、教育委員会としてもその辺の後押しをお願いをしたいと思います。

先ほど言いましたサポーターズ会議とか、いろんな資料がありますけれども、あいている図書館がいて、いつも行きやすい図書館があると、子供たちが喜んで行けるといえるのか、安心をして行けるといえるのか、やっぱりもういろんなアンケート出ています。その中で本を読んでいくということがやっぱり子供たちは覚えていくのかなと思います。先ほど齊藤政一議員さんのほうから午前中の質問の中で、どこか先生の方の話を通して本当に読書をするのは大事だという話もありましたけれども、どうかその後押しをするような行政の取り組みをお願いをしたいと思いますので、どうかよろしくお願いたします。これは要望で結構です。

○議長（橋本正裕君） これで1項目めについての質問を終わります。

次に、2項目めに対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長 榎場桂一君登壇〕

○総務部長（榎場桂一君） それでは、田山文雄議員さんの防災対策の見直しについての考えにつきましてお答えをいたします。

地域防災計画は災害対策基本法に基づく法定の計画でございまして、本町の地域におけるすべての災害に対する災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興を実施することにより、住民の生命と財産をすべての災害から保護することを目的として、市町村は必ず策定しなければならない計画でござい

す。境町地域防災計画は、平成9年に第1回改定を行って以来約12年が経過したため、国及び県の防災計画との整合性を図る上から、実態に即した計画となるよう、平成20年度に全面改定を行ったところであります。

国の中央防災会議では、ことし3月11日に発生した東日本大震災を受け、防災基本計画を改定する方針を決定し、津波対策、大規模地震の防災対策を抜本的に見直し、想定外の災害への対応を強化することといたしました。また、避難場所自体が津波被害に遭ったケースが出たことから、避難場所の再考など安全確保を強化することとしております。さらに、原子力災害につきましては、福島第一原子力発電所事故では円滑な連絡ができなかったことから、日常的な意思疎通に向けた具体策を打ち出す見通しとなっております。

一方、茨城県におきましても東日本大震災を踏まえまして、茨城県地域防災計画の見直しの取り組みが始まり、去る8月19日、市町村及び消防本部担当課長会議が開催されたところであります。計画の見直しに当たりましては、今回の災害対策について、市町村を初め関係機関の対応状況等の検証を行い、問題点、課題点を抽出し、対応策を検討することとしております。また、原子力災害におきましては、課題等の対応策を検討するとしておりますが、詳細につきましてはまだ決まっていないことから、後日改めて担当課長会議が開催されるものと思われまます。

なお、茨城県地域防災計画は国の防災基本計画と並行して見直しを進めることとなっており、地震、津波対策につきましては、今年度中に見直しを終了する予定となっております。

以上のようなことから、現在町では県の指導のもと、震災対策計画編の応急対策計画につきまして、約80項目にわたり検証作業を行っているところでございます。今後におきましては、近隣市町の見直し状況や県の指導を仰ぎながら見直し作業を進めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

次に、避難所、経路の総点検をすべきであると思うが、考えを伺いたいとのご質問につきましてお答えを申し上げます。まず、避難所につきましては、現在小中学校、高等学校を初め、中央公民館、文化村公民館など17カ所の公共施設を指定しております。しかし、町民すべての方がこれら施設に避難することはできませんので、今後は町内にある3階以上の民間の建物を避難所として利用している先進的な自治体の事例を参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

また、避難経路につきましては、安全を確認し、危険箇所を避けるなどの配慮が必要になってまいります。また、危険箇所がある場合は、標識、縄張りを行うほか、要所に誘導員を配置し、事故防止に努めることとなっております。このようなことから、関係機関等と協議、調整を行いながら検討してまいりたいと考えております。

このように茨城県等の指導を仰ぎながら地域防災計画の見直し作業を着々と進めているところでございますので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

次に、住民への周知徹底につきましてお答えいたします。地域防災計画では災害情報の広報として、うわさやデマによる混乱を防止し、住民の適切な判断と行動を助けるために、防災関係機関と相互に協力し、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動を実施するとなっております。それらの情報伝達手段としては、防災行政無線、広報車、チラシ、ホームページの活用、立て看板や掲示板の設置などあらゆる手段を駆使して広報しなければなりません。災害が起きてからの情報伝達はもちろんのことですが、災害を予測した事前の情報伝達も重要な役割を担ってくるものと思われまます。近年地震や大雨等の災害が発生した場合、スムーズな住民への災害情報の伝達が求められております。災害の被害を最小限に食い止めるためには、迅速に警報、避難情報等を伝達することが不可欠であります。

そこで、町といたしましては、身近にある携帯電話はテレビやラジオ等を補う情報伝達手段であることから、NTTドコモが取り組んでいる災害避難情報等を届ける緊急速報エリアメールを導入することといたしました。これにより、エリア内にいる携帯電話に対して、大雨警報や道路の冠水情報などを短時間で一斉に配信することが可能となります。今後におきましても、このような情報手段を駆使してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

田山文雄君。

○7番（田山文雄君） 先ほど総務部長から防災対策見直しについては今後またやっていくような話で今あったのでちょっとあれなのですけども、先ほど、自分は1回目の質問で言いましたけれども、この防災マップ、これは本当に平成15年なのですね、つくったのが、9月作成して。当然みんな持っている、家に飾ってあるかなと思ったのですが、ほとんどやっぱり知らない、見たことないという人が多い。これは、避難所もまたこれから変えなくてはいけないという話でしたので、また新たにつくらなくてはいけないというふうには思うのですが、こんな立派な紙ではなくても、本当にもっと薄くて、もっと大量に印刷できるようなものでやっぱり配ったほうがいいのかないかなというふうにも感じます。これは違うところの、兵庫県のほうのある町のほうの取り組みですけども、これはもう住民同士でもその地域の、集落の防災マップを作成しているというところもあります。これは本当に細かいところ、町の大きなくりの中での防災だけではなくて、よく子供のマップというのがあれがあるのですが、大人がそこでその集落のここが、防災マップをつくってみんなで考えようという、こういう取り組みをしているところあります。これも本当にただほっといてやるのではなくて、町がまず集落単位に代表者の皆さんに集まってもらって、ぜひこういう取り組みをしてくださいというふうにやっていくのです。実は2年がかりでもってだんだんこうに進んでくるといふふうにやります。だから、本当にもうぼんと言つてぼんと始まるという、なかなかそんなことはないと思うのです。だから、ま

ずいろんな取り組みですか、そういったものをまず研究をしていただいて、本当に実のあったそういう防災計画というものをつくっていただきたいというふうに思います。

先ほど避難所、経路の総点検もそうなのですが、この辺の住民への周知徹底、先ほどエリアメールとかと色々な話がありましたけれども、これはひとつ、先ほど齊藤政一さんが午前中質問の中で、班に入っていない人は、約25%の人が入っていないという話がありました。恐らくこういうのをもし普通ですと配る場合というのは、行政区のほうに多分区長さん通して、班長さん通してという形でなると思うのですが、大体、そういった意味では僕も周知徹底だったのですが、本当に自分がたしか議員になって最初のころというのは、班に入っていない人多分1,000世帯ぐらいだと思うのです。それが実はもう本当に10年近くで1.5倍以上になっているというか、大分ふえていると思うのです、実際は。この傾向というのは多分ますますふえていくのだと思うのですが、その辺、午前中副町長が答弁をされていますけれども、やっぱりもっと住民への周知の仕方をもう一步やっぱり考えなくてはいけないのかなというふうに思うのですが、その辺もし答弁できればと思うのですが。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

副町長、齊藤進君。

○副町長（齊藤 進君） お答え申し上げます。

確かに午前中は今までの事例をもとにお答えをしてきたところでございますけれども、確かに今後は第5次の境町総合計画も新たな視点で、しかも時代に合った計画を策定することによってでございます。私は、非常に地域コミュニティというのはある意味ではキーワードとして防災というのも非常に重要な部分を担うのではないかと考えております。したがって、住民の方にも呼びかけ等もやはりそういったキーワードを利用しながらお願いをしていくというのも非常に重要であるし、そのときにそういった防災計画あるいは細かい避難経路とか、そういった身近なものを活用する目的からも強く訴えていきたいというふうに考えておりますので、そういった視点も入れて今後班の加入につきましても取り組んでいきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

田山文雄君。

○7番（田山文雄君） またこれは、もう一点これまた要望になってしまうのですが、どっちにしても、例えばさっきちょっと紹介しました新座市というところは、毎年9月1日というのは防災の日ですよね。この日に向けて、例えば境で言うところの「広報さかい」ですね、ここに防災の日に向けて防災チェックシートの、そういう欄をつくったりとか、防災に対しての呼びかけを実は広報紙でしているのです。僕も今回9月境もちょっとそういうの載っているのかなと思って、この3月に震災があってあれかなと思って見たのですが、少なくとも9月の広報紙にはそういったことに対しての呼びかけが一つも載っていない、これちょっと残念だなというふうに思います。どうか、町で防災の日、な

かなか設置するのは難しいでしょうけれども、9月1日というのは関東大震災があって、これは防災の日となっているわけですから、どうかこの日を一つの区切りというか、ととらえて何らかしらの町のような意識啓発をしていけるようなことを今後取り組んでいただきたいと思いますので、これは要望ですので、これもよろしくをお願いします。

○議長（橋本正裕君） これで2項目めについての質問を終わります。

次に、3項目めに対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長 榎場桂一君登壇〕

○総務部長（榎場桂一君） それでは、田山文雄議員のご質問にお答えいたします。

地方自治体におけるP R E戦略の導入について、当町の考え方を伺いたいとのご質問にお答えを申し上げます。地方公共団体は、地域振興等の公共、公益的な目的により不動産の所有、管理を行っており、特に高度経済成長期において公共施設に対する需要の拡大を背景として、土地を買い進め、施設の建設を行ってまいりました。このような中、近年では少子高齢化やこれに伴う社会情勢の変化から、公共施設に対する住民ニーズも変化しており、これに対応した既存施設の利活用、処分を行うことが重要課題となっております。また、耐震、アスベスト、土壌汚染等といった不動産固有のリスクについて社会的な関心が高まり、所有する不動産の管理について社会的な責任が強く求められております。

これらを踏まえまして、国土交通省では平成19年度に公的不動産の合理的な所有・利用に関する研究会を設置し、地方公共団体における公的不動産の適切なマネジメント戦略について検討を行ってまいりました。議員ご指摘のとおり、公的不動産の管理、運用を戦略的に行う取り組みのことをパブリック・リアル・エステート、略してP R Eと言われております。

また、平成20年度の研究会におきまして、地方公共団体がP R E戦略の立案、実践するに当たっての基本的な参考書として、P R E戦略を実践するための手引書を公表しております。手引書には、P R Eに関する理解を深めるとともに、P R E戦略に係る基本的な考え方やP R E戦略に関する各種情報を取りまとめたものであり、地方公共団体がP R E戦略を立案、実践するに当たっての実務、さらにP R E戦略を担う複合型の専門的な人材育成にも資するものとなっております。

また、これらを総括いたしました所有不動産の現状診断、所有不動産の利用度評価、資産活用戦略、ガイドライン、P R E戦略のシミュレーション、未利用資産の処分及び有効活用方策の検討などをコンサルタントに委託し、P R E戦略を導入された団体もあると聞いております。

町といたしましては、P R E戦略について、不動産全般に関する専門的な知識を有する必要があると考えており、今後調査研究をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

また、町ではこれまでに内門分校跡地、清水幼稚園跡地、富士見幼稚園跡地、第一保育所、第二保育所跡地、そのほかに道路等の払い下げ、陽光台の町所有地などの普通財産を処分いたしまして、財源の確保に努めてまいりました。さらに、現在町有財産のデータベース化を図っているところであり、未利用地の処分、貸し付け、またはネーミングライツなど、町有財産の有効活用を図るため、具体的な検討をしていかなければならないと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

田山文雄君。

○7番（田山文雄君） 先ほど、多分総務部長も見たものは同じだと思うのですが、これは国で出しているこういう戦略、これは結構厚いのですが、恐らくこれを多分読まれていると思うのですが、内容的にはもうやっぱり検討していくしかないと思います。ただ、昭和30年代、40年代の高度成長期に本当に境でもいろんな建物が建って、今ここに来てやっぱり人口も減少して、子供も減っていく中で、その利用されている、減っているというのは、これはここだけではなくて、どこでもそうなのですよ。その公的財産をいつまでもそのままにしておくということではなくて、やっぱり今後将来にわたって何とかしていかななくてはいけないという、そういうことですね、これは、実際。ただ、これは大事なことは、一つ可視化なのですね。町の持っている公的財産は何かともうちゃんと、さっき総務部長が今度データベース化するという話がありましたけれども、まず見えるようにして、その見えたものを今度どうするかということをやったり検討していただいて、処分なり、賃貸なりやっていくような方向をぜひやっていただきたいと思います。

同じもの見えていますから、これは質問しても同じになってしまうのですが、この中にも先進の事例のところもいっぱい載っていますから、この事例をよく参考にさせていただいて、やはりこれ特に大きな市とかそういうところだけではなくて、町でもってこれだけのことができるということをやったり境町として示していただければというふうに思いますので、どうかよく研究をしていただいて、毎回一般質問のときには研究してもらいものが多いのですが、どうか一歩でも進んでいただけるように要望いたしまして、質問終わります。

○議長（橋本正裕君） これで田山文雄君の一般質問を終わります。